

2014年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準1	理念・目的及び教育目標
	理念・目的及び教育目標／教育目標の検証

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
1-1 理念・目的及び教育目標は、明確に設定されているか（「大学院」第1条の2）。	I◎	A	A
1-2 理念・目的及び教育目標は、法科大学院制度の目的に適合しているか（「連携法」第1条）。	I◎	A	
1-3 理念・目的及び教育目標は、教職員、学生等の学内の構成員に周知されているか。	I○	A	
1-4 理念・目的及び教育目標は、ホームページや大学案内等を通じ、社会一般に広く明らかにされているか（「学教法施規」第172条の2）。	I◎	A	
1-5 教育目標の達成状況等を踏まえて、教育目標の検証が適切に行われているか。	I○	B	B

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
<p>1-1 理念・目的及び教育目標については、これらを「学則」第4条の2に定めており、法令を遵守している。また、いわゆる「3つの方針」を定めている点についても、高等教育機関の個性化及び特色化を図りつつ、「質の保証」を図るという観点から、適切である。</p> <p>1-2 理念・目的及び教育目標について、「連携法」第1条は、この法律の目的として、「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資する」ことを掲げている。これに対して本法科大学院では、法の動態への鋭い感覚を身に付け、現代の法的課題や様々なリーガル・ニュースに積極的に取り組む、人権感覚と市民感覚に溢れた法律家が求められているという認識の下、「市民のために働く法律家」の養成を「理念等」に掲げている。ここでいう「市民のために働く法律家」とは、「時代の要請に応じて、建学の精神に支えられ、日本国憲法の理念を護ることを社会的使命として自覚し、すべての“いのち”を大切に、身近な地域社会に基盤を置きながら、国境等の様々な壁を越えて、広く世界に発信することができる法律家又はグローバルな視点をもって法的思考ができる法律家」である（「履修要項」p. i）。</p> <p>このような法律家を養成するため、「教育課程編成・実施の方針」では、「市民のために働く法律家」に求められる知識、能力及び資質として、「責任感、倫理観、幅広い教養、専門知識および法的分析能力」を掲げている（「履修要項」p. 37）。</p> <p>以上を総合すれば、本法科大学院の「理念等」は、「連携法」第1条に照らして法科大学院制度の目的に適合している。</p> <p>1-3 学生に対する周知については、新入生を対象とする「履修ガイダンス」で「理念等」について周知しているほか、「学生手帳」p. 10及び「履修要項」p. 36に「理念等」を掲載し、毎年、一人ひとりに配付している。</p> <p>教職員のうち、専任教職員については、「理念等」に対する理解を前提に、教育研究又はそれらに対する支援に携わっている。専任教員については、評価の視点1-5で後述する教授会での「理念等」の検証に携わっており、事務職員は、「理念等」を掲載する各種媒体の編集・作成に携わっているため、専任教員及び事務職員については、教授会及び各々</p>

の業務を通じて「理念等」が浸透していると判断できる。

また、客員教授及び非常勤講師に対しては、「出講手帳」p.4に「理念等」を記載し、その周知を図っている。

1-4 理念・目的及び教育目標は、web ページ及び「パンフレット」p.2等に掲載しており、社会一般に対して公開している。

1-5 教育目標の検証について、本法科大学院では、2013年度から教育目標の検証を教授会で行っている。具体的には、年度当初の教授会で、研究科長が「理念等」を読み上げ、社会環境の変化等に照らして適切性に問題はないか等を審議している。

しかし、この方法は、評価指標が明確ではなく、客観的なデータに基づく検証とはなっていない。この点は、前回評価においても指摘を受けている（【留意点】）。

本法科大学院の「理念等」は、「市民のために働く法律家」の養成であるため、その達成状況を検証するためには、「法律家」とされる職（法曹三者に加え、法学研究者、隣接士業及び企業・官公庁の法務専門職等を含む）に就いている修了生の人数を把握する必要がある。ただし、単に「法律家」とされる職に就くだけでは、「市民のために働く法律家」とはいえない。したがって、修了生の進路先だけではなく、本法科大学院で身に付けた知識、能力及び資質が職務にどの程度生かされているかについても把握する必要がある。

本法科大学院では、修了生の進路については、2012年度から毎年2月に「修了生進路状況調査」を実施することにより把握している（評価の視点2-46）。そのため、2013年度実施分からは、進路先に加え、本法科大学院で身に付けた知識、能力及び資質が現在の職務にどの程度生かされているかを尋ねる設問を追加して実施した。

【改善すべき点の確認】前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

・教育目標の検証については、客観的な指標に基づいて実施されることに期待したい。（1-5）【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

1-5 客観的なデータに基づく教育目標の検証の実施については、改善方策として、2013年度の「修了生進路状況調査」で得られたデータに分析を加え、その結果を2014年度の教授会で議論することとする。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
1-1	①「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可
	②「法務研究科（法務専攻）の『教育理念・目的』と『3つの方針』」 < http://www.ryukoku.ac.jp/about/philosophy/graduate_f.html > 最終アクセス：2014/02/22
1-2	①「2013年度履修要項」2013年3月
1-3	①「2013年度履修ガイダンス [標準コース新入生]」2013年4月1日開催
	②「2013年度履修ガイダンス [既修コース新入生]」2013年4月1日開催
	③「2013年度学生手帳」2013年3月 (再掲：1-2-①)「2013年度履修要項」2013年3月
	④「2013年度 龍谷大学出講手帳」2013年3月
1-4	(再掲：1-1-②)「法務研究科（法務専攻）の『教育理念・目的』と『3つの方針』」 < http://www.ryukoku.ac.jp/about/philosophy/graduate_f.html > 最終アクセス：2014/02/22
	①「2014年度龍谷大学法科大学院パンフレット」2013年6月
1-5	①「2013年度第1回（179回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013年4月10日開催
	②「2013年度 修了生を対象とする進路状況調査の実施について（提案）」2014年2月19日 教授会承認

II. 評価結果

総評
<p>現状説明および根拠資料から「理念・目的及び教育目標」は明確に設定され、目的に適切であると評価できる。また、構成員や社会一般に対する周知についても構成員別に様々な方法を駆使し、周知を図っていることは評価できる。</p> <p>なお、前回評価で留意点に挙げられた「客観的なデータに基づく教育目標の検証」については、「修了生進路状況調査」の設問を追加することで教育目標の達成状況を把握しようとしている。改善に向け取り組む姿勢が確認でき、引き続き期待したい。</p> <p>ただし、履修要項巻頭に掲載している「龍谷大学法科大学院の理念と目的」と、履修要項巻末に掲載している「龍谷大学法科大学院『教育理念・目的』」は、名称は似ているが内容は異なっており、理念等の周知にあたって混乱を生じる可能性があると思われる。「龍谷大学法科大学院の理念と目的」の名称を変更するなど、両者を整理し、区別することが望まれる。</p>
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
<ul style="list-style-type: none">・現状説明および根拠資料から「理念・目的及び教育目標」は明確に設定され、目的に適切であると評価できる。・構成員や社会一般に対する周知についても構成員別に様々な方法を駆使し、周知を図っていることは評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項目に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
<ul style="list-style-type: none">・「客観的なデータに基づく教育目標の検証」については、今後に期待する。【留意点】・履修要項巻頭に掲載している「龍谷大学法科大学院の理念と目的」と、履修要項巻末に掲載している「龍谷大学法科大学院『教育理念・目的』」は、名称は似ているが内容は異なっており、理念等の周知にあたって混乱を生じる可能性があると思われる。「龍谷大学法科大学院の理念と目的」の名称を変更するなど、両者を整理し、区別することが望まれる。【留意点】
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要